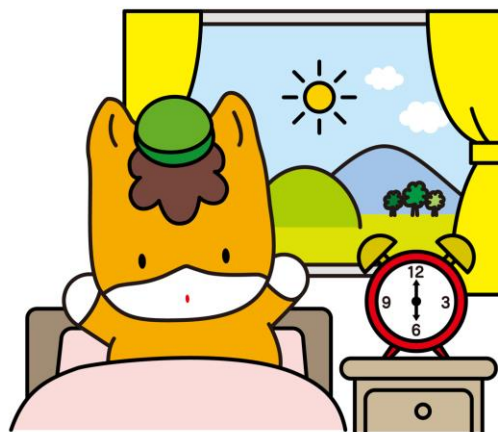


シングルマザー専用シェアハウス 入居のご案内



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

(事業の目的)

- * 本事業は、シングルマザー専用シェアハウスを県営住宅にモデル的に整備し、入居者同士が互いの生活や育児について協力し合いながら暮らす形を検証するために実施します。
- * 各入居者には、共有リビングに集い、お互いが積極的に交流し、共同で生活する上での一定のルールを定めながら、暮らしていくことが求められます。

(注意事項)

- * シングルマザー専用シェアハウスへの入居は、小学生以下の第1子と同居する母子世帯に限定されます。入居フロアへの入室は親族を含め制限されます。
- * また、入居者は、家賃に加え、共有リビングの消耗品や光熱水費を分担して負担することになります。
- * 入居期間は、第1子が小学校を卒業する年度末までとなります。

(その他)

- * 入居棟の1階には、地域開放スペースが整備され、地域住民を対象とした無料学習支援等、子どもの居場所づくりのための事業が定期的に行われます。

入居を希望される方は、以上の事業目的、注意事項等をご理解いただいた上で、申込手続きをしてください。

＜＜問い合わせ先＞＞

群馬県 生活こども部 私学・子育て支援課 ☎ 027-226-2622
同 県土整備部 住宅政策課 ☎ 027-226-3718
群馬県住宅供給公社 管理部管理課 ☎ 027-223-5811
群馬県住宅供給公社ホームページ <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

目 次

I. 「シングルマザー専用シェアハウス」の概要	1 ページ
II. 入居するまでの手続き	2 ページ
III. 入居申込者の資格	3・4 ページ
IV. 申込時の提出書類	5・6 ページ
V. 収入の計算方法	7～11 ページ
VI. 県営住宅の家賃について	12・13 ページ
VII. その他	14・15 ページ

個人情報の取扱いについて

当会社では、「個人情報に関する法律その他関連する法律等」を遵守し、「個人情報保護規定」を制定して管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を施し、適正に個人情報を管理しています。

また、当会社では、お客様の個人情報につきまして関連法令及び規定等に基づき以下のとおり取り扱っています。

- 1 入居及び諸申請の受付に伴い提出していただく個人情報は、「入居及び当該申請に係る審査」のほか、「家賃等の収納に関するご連絡」、「修繕等に関するご連絡」、「公社住宅及び県営住宅に関する各種情報のご案内」、「各種アンケートのお願い」、「調査・統計資料の作成」、「その他住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。
- 2 当会社は、「法令等に定めがある場合」・「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、管理人や業務委託先の事業者（営繕業者など）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。
- 3 当会社は、お客様から個人情報の開示・訂正・利用停止の求めに対応させていただいております。
- 4 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは次の窓口までご連絡ください。

【群馬県住宅供給公社 総務部 総務課 027-224-1881】

I. 「シングルマザー専用シェアハウス」の概要

場所：前橋市広瀬町三丁目30番地2 広瀬第二県営住宅72-A棟 3階フロア

フロア内世帯数：7世帯

間取り：1LDK（6戸：専有面積35.4㎡）、2LDK（1戸：専有面積43.0㎡）

※フロアはシェアハウス専用廊下で繋がっています。居住スペースの他に、シェアハウス入居者が自由に利用できる共有リビングを設けています。

家賃：1LDK：16,600円～32,700円

2LDK：20,100円～39,600円

※家賃は、収入により異なります。収入の計算方法については、P. 7～11をご覧ください。

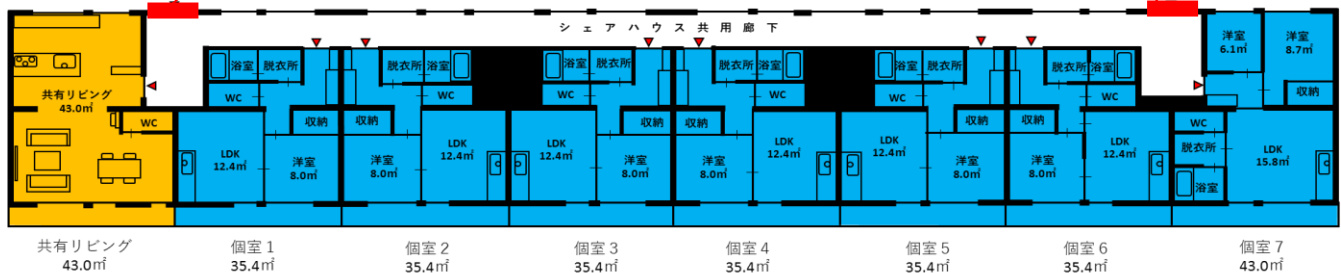
(案内図)



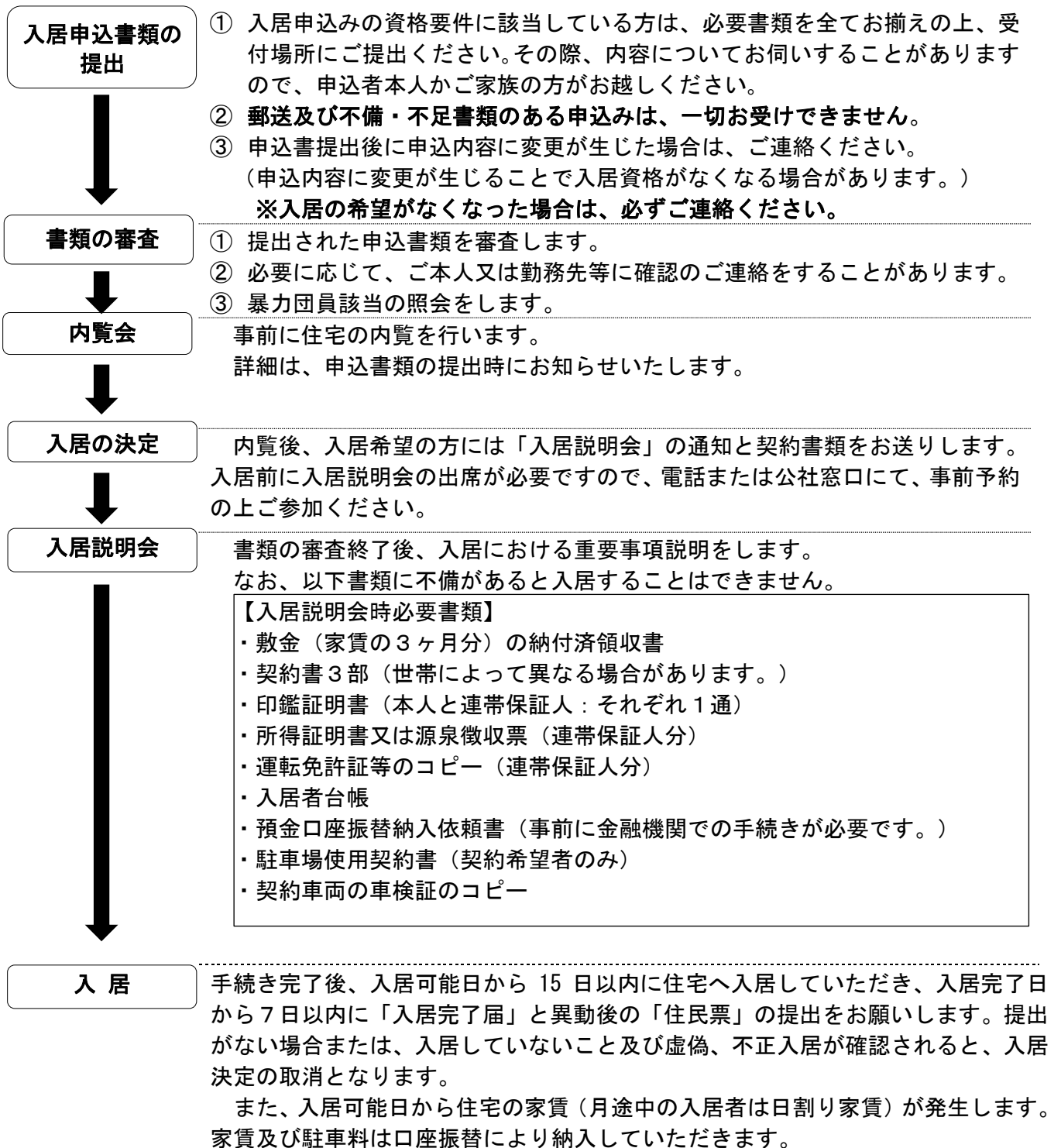
(フロア平面図)

■ 3階 シェアハウス専用フロア

シェアハウス階の専用扉設置



Ⅱ. 入居するまでの手続き



Ⅲ. 入居申込者の資格

(次の1～9のすべての資格を満たす方)

1. 申込者は成人の女性であること（20歳未満の婚姻歴がある方は成人とみなされます。）
 - (1) 現在配偶者のいない方
 - (2) 小学生以下の第一子と同居する方
同居できる親族は、小学生以下の子のみに限ります。（民法規定の1親等の血族（直系卑属））
 - (3) 状況により、居宅にて自活可能かを審査するために市町村や公社職員の面接を受けていただく場合があります。（意見書照会）
 - (4) 離婚予定の方はお申込みできません。ただし、申込時に離婚調停中の証明書が提出でき、入居説明会までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明が提出できる方はお申込み可能です。

【注意事項】

- (1) 申込者が契約後名義人となります。申込みから入居するまでの間に名義人の変更はできません。
- (2) 申込書に記載したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯で入居する場合は失格となります。（ただし、出産等を除く）

2. 現在住宅に困っている方

原則として、申込者本人及び同居する子に持家の有る方（共有名義の場合も含む。）は、申込みできません。

3. 次の条件を満たす方

- (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できる方
- (2) 緊急連絡先を付けられる方

原則、群馬県内に居住している成人の方とします。ただし、群馬県内居住者で選定できないときは、国内に居住する成人の方で認められる場合があります。（外国籍の方は住民登録している方）

4. 日本国籍の方、または既に住民登録している外国籍の方

外国籍の方は、永住または定住（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む）の在留資格をお持ちの方。また、同居する子が外国籍の方についても、日本国において住民登録されていなければなりません。

5. 道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む）を滞納していない方

6. 申込者本人及び現に同居し、若しくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

7. 過去および現在において、群馬県県営住宅管理条例に定める不正な使用または信頼関係の破綻となる行為等をしたことがない方（無断退去、迷惑行為など）

8. 前年中の収入（同居予定親族の収入を含む）が、公営住宅法施行令の定める収入基準（次の表に掲げる収入月額）以下である方

世帯区分	収入月額
原則階層世帯	158,000円まで
裁量階層世帯	214,000円まで

※収入月額の計算方法は7ページのとおりです。

裁量階層世帯とは次に該当する世帯です。

裁 量 階 層 世 帯	
高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の方
障 が い 者 世 帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳又は受給者証等の交付を受けている難病患者等
戦 傷 病 者 世 帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
小 学 校 未 就 学 世 帯	同居者に、小学校就学前の子どもがいる方
被 爆 者 世 帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引 揚 者 世 帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等 世 帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

9. 県営住宅に係る未納の家賃がないこと

入居に際して以下の条件をお守りいただきます。

- ・ 住宅内外で犬、猫等のペットを飼育（預かり含む）または餌づけしないこと。
- ・ 共益費等をきちんと支払うこと。
- ・ 清掃等、団地共同活動に参加すること。
- ・ 無断駐車、路上等に迷惑駐車をしないこと。
- ・ その他、団地内の方とコミュニケーションをとり、協力し合うこと。

IV. 申込時の提出書類

申込資格の有無は、必要書類をすべて提出していただいてから審査します。
入居申込書など提出されたすべての書類は、お返しすることができません。
なお、住宅周辺の環境や交通機関等ご確認のうえ申し込みください。

1. 必ず提出していただく書類（所定の申込書に①～⑤を添付）

※各種書類は3ヶ月以内に発行されたもの

番号	提出書類	発行元	摘 要
①	住 民 票	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※続柄・本籍地・戸籍筆頭者などを省略していないもの。 ※ただし外国籍の方は、在留カードの写しが必要です。 (在留期間のきれていないもので表裏両面の写し)
②	◎申込者本人のみ 令和2年度所得課税証明書がまだ発行されていない場合は、 <u>下記のイ)、ウ)の2種類の書類</u> を用意してください。		
	ア) 令和2年度 所得課税証明書	市・区役所 町・村役場等	※収入や所得金額、各種控除等がわかるものが必要です。
③	イ) 令和1年度(平成31年度)所得課税証明書 ウ) 次の該当する書類を用意してください。		
	令和1年度 住民税納税証明書	市・区役所 町・村役場等	・ 令和1年分 源泉徴収票 (手書き、北°-の場合は、勤務先の朱肉印の押されたもの) ・ 令和1年分 年金の源泉徴収票 (複数ある場合はすべて) ・ 令和1年分 確定申告書控 (原則、税務署の受付印の押されたもの) ※収入が0円の場合、0円で住民税の申告をした控えが必要となります。
④	令和1年度 住民税納税証明書	市・区役所 町・村役場等	◎申込者本人のみ ア) 課税されている方は、完納した証明書 イ) 課税されていない方は、非課税証明書 ※②で令和1年度(平成31年度)の所得課税証明書を用意された方は、平成30年度住民税納税証明書を用意してください。
⑤	保険証の写し	本人	◎入居を予定している全員分 ・ 健康保険 ・ 各種共済組合 ・ 船員保険 ・ 国民健康保険 ※国民健康保険で現在就労している方または健康保険で被扶養者の方は、次ページ表中 ⑨在職証明書 または、⑪事業申告書が必要となります。
⑤	住宅の証明書		◎申込者本人 (住民票の住所が申込者本人と異なる場合は、同居する子の分も必要です。) 次のア～ウのいずれかの書類 ア) アパート(民間借家等)に住んでいる方 賃貸契約書全ページの写し(社宅等で賃貸契約書が無い場合は貸し主との貸借証明書を提出していただきます。) イ) 親族等の家に住んでいる方 所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書 (市町村が発行したもので、3ヶ月以内の発行) * 共有名義の場合は、共有者すべてがわかるもの ウ) 公営住宅に住んでいる方 入居していることが証明できる書類

2. 該当する方のみ提出していただく書類

区 分		発行元等	提出書類
世帯は（寡婦や障害等の控除・世帯状況等を確認するため）	① ひとり親世帯の方	市・区役所・町・村役場等	戸籍謄本（配偶者の死亡、離婚、子供の親権が確認できるもの） *ただし親権が元配偶者にある場合は親権者の同意書が必要です（書式はお問合せ下さい）
	② 外国籍で上記①に該当する方で、戸籍謄本等がとれない方	大使館等	配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
	③ 障がい者の方 指定難病者の方	本人	身体障がい者手帳のコピー、精神障がい者保健福祉手帳のコピー、療育手帳のコピー、受給者証のコピー、戦傷病者手帳のコピー等
	④ 外国籍の方	本人	在留カードの表裏両面の写し
	⑤ 原子爆弾被爆者の方	本人	被爆者健康手帳の写し
	⑥ 生活保護を受給している方	市または県	生活保護受給証明書 市、または県（町村の方）の福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載があるもの
	⑦ 別居扶養者のいる方	勤務先（扶養証明書） 市・区役所・町・村役場等	扶養証明書および被扶養者の住民票（扶養親族を確認するため）
仕事や収入は（年間の収入計算をするため）	⑧ 平成31年1月2日以降に現在の職場に就職した方	勤務先	給与支払証明書【書式は指定】
	⑨ 国民健康保険に加入している方	勤務先	在職証明書【書式は指定】 *勤務先の代表者等が証明したもの
	⑩ 平成31年1月2日以降に自営業を開業した方	本人	収支明細書【書式は指定】 *収支実績月数が1ヶ月未満の方は不要です。
	⑪ 自営業の方	本人	税務署長に提出した開業届の控 または 事業申告書【書式は指定】
	⑫ 退職予定の方	勤務先	退職予定証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの） *退職予定で申込の方は、退職後に退職証明書及び申出書の提出が必要で す。住宅のご案内は、上記書類の提出後となります。
	⑬ 平成31年1月2日以降に退職し現在無職、または転職した方	退職先または本人	退職証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの） または雇用保険受給資格者証の写し
	⑭ 平成31年1月2日以降に廃業し現在無職、または転職した方	本人	税務署長に提出した廃業届の控
	⑮ 平成30年11月以降に、新たに年金の受給権を取得した方	本人	年金証書の写し
⑯ 現在、無職の方	本人	申出書【書式は指定】 *中学生以下の方は不要です。	
その他	⑰ ハンセン病療養所等に入所していた方	ハンセン病療養所 または厚生労働省	入所証明書 ハンセン病療養所等の長 または 厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの
	⑱ 群馬県外に在住・在勤の方	本人	本県に入居する理由書【書式は指定】 *子ども被災者支援法による優遇措置、福島復興再生措置法など被災者関係による入居資格の特例に該当する場合は不要です。

◎注意 申込世帯および現在の住居の状況によっては、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
また、書類提出時に追加して書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

V. 収入の計算方法

1. 収入基準について

県営住宅の入居条件の中には、収入基準があります。

世帯全員の収入額を所得に換算し、総所得額から控除額を引いたものを12（月）で割ります。

次の計算式により算定した額が15万8千円以下であることが必要です。

（裁量世帯については21万4千円以下です。4ページ参照）

$$\frac{\text{世帯の所得金額} - \left[\begin{array}{l} \text{扶養親族数} \\ \text{(4.ア参照)} \end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(4.イ～カ参照)} \end{array} \right]}{12} = \begin{array}{l} \text{月額158,000円以下} \\ \text{(裁量世帯214,000円以下)} \end{array}$$

○給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得などで、譲渡所得などの一時的な所得を除きます。

○仕送り、遺族年金、障がい者年金、失業給付金、労災保険の各種給付金生活扶助料等の非課税所得、一時的な収入（退職所得、譲渡所得等）は所得金額0円で計算してください。

○過去に収入があっても、現在失業中の方、又は現在収入があっても資格審査の書類の提出までに退職をした旨の証明書が提出でき、かつ退職後に無収入となる方は所得金額がないものとしてください。

2. 世帯で1人の方が収入を得ている場合の収入基準早見表

収入基準早見表は、世帯に収入のある方が1人の場合で、同居（扶養）親族控除のみ考慮して計算したものです。下表の区分に応じた年収以下であれば収入基準を満たします。他の各種控除がある方は、10ページの「各種控除の内容と控除額」を参照して月額所得額を計算してください。

- ・給与収入世帯の場合は、諸手当・賞与・税金等をすべて含めた総支給です。
- ・世帯員数には別居扶養となっている方も含まれます。

●給与収入世帯の場合（前年1年間の総収入額）

人数	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原則階層	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
裁量階層	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

●事業所得世帯の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

人数	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原則階層	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
裁量階層	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

(1) 給与所得者の場合（就労時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。）

給与所得という総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当などを含む全ての収入金額です。（ただし、通勤手当等のうち非課税所得は含みません。）

給与所得は総収入ではなく給与所得控除後の金額です。給料・賃金・ボーナスなどの所得で会社員・店員・日雇労働者・パート事業専従者などの収入が該当します。

就職（就労）の時期	計 算 方 法	算出した金額
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。 年間総収入金額 円
②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職又は転職した方 (年途中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (賞与を除く) ×12 再就職後の月数 + 賞与 = 年間の推定総収入金額 (注) 1ヶ月未満の勤務による収入はその月の収入を除いて計算してください。 ※現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、前年の所得を基に収入認定を行います。	

端数整理（端数整理後の金額）
 年間総収入金額又は、年間推定総収入金額が
 1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。
 例)
 (総収入金額) (定数)
 3,832,999円 ÷ 4,000円 = 958円
 (端数整理) (定数)
 958円 × 4,000円 = 3,832,000円
 (端数整理後の総収入金額)
 (注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。

年間総収入の金額	給与所得の計算方法
イ 650,999円まで	給与所得は0円
ロ 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額) - 650,000円
ハ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は=969,000円
ニ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は=970,000円
ホ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は=972,000円
へ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は=974,000円
ト 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =
チ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000円 =
リ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000円 =
ヌ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円 =

年間所得金額

円
 (注) 給与所得者が2人以上いる場合はここで所得を合算してください。



(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金などで所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

年金受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	700,000円まで	所得は0円
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 700,000円 =
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0円
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =

年間所得金額

A 円



(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当いたします。

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算の方法
		①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
		②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。
		③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの 〔総収入額(総売上額) × (12/営業月数)] - 〔総支給額(合計必要経費) × (12/営業月数)] = 1年間の確定所得金額 ※家内労働者等に限り65万円まで経費とする事が出来ます。
日雇	日雇	雇用の時期	計算の方法
		①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
		②前年1月2日以後に現在の日雇いを始めた方	日雇を始めた翌月の所得金額から計算する (所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)

年間所得金額

A 円

4. 各種控除の内容と控除額

世帯の所得金額（A：「年間所得金額」）から次の控除金額を差し引いてください。


	控除名	控除金額	控除を受けられる方
一般控除	ア 扶養親族控除	一人につき 38万円	申込者本人を除く、入居しようとする親族で同居又は同居しようとする方、所得税法上の別居扶養の対象となっている方 (収入の有無にかかわらず控除され、すべての世帯に該当します。)
イ～カの控除は、世帯に老人扶養親族、特定扶養親族、障がい者、特別障がい者、寡婦の方がいる場合に、アの控除にあわせて控除することができます。			
特別控除	イ 老人扶養控除	一人につき 10万円	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の方
	ウ 特定扶養控除	一人につき 25万円	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方
	エ 障がい者控除	一人につき 27万円	申込者や扶養親族で、身体障がい者手帳（3級～6級）、精神障がい者保健福祉手帳（2級か3級）又は療育手帳（B級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方
	オ 特別障がい者控除	一人につき 40万円	申込者や扶養親族で、身体障がい者手帳（1級～2級）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）又は療育手帳（A級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方
	カ 寡婦控除	一人につき 27万円まで	①申込者本人又は同居親族で、夫と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、又は夫の生死が明らかでない（船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合など）女性で、扶養親族がいる方又は生計を一にする子（年間所得金額38万円以下）を有する方 ②申込者本人又は同居者親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は、夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方 ※非婚のひとり親についても寡婦控除の対象です。（平成28年10月1日から） ※所得が27万円未満の場合は、その額が控除額となります。 ※原則として、所得課税証明書等で寡婦であることが確認できる方。

（各種控除の計算方法）

年間所得額から差し引く額です。世帯の実情により上の表からあてはまるところを計算してください。

控除名	控除の金額
扶養親族控除	38万円 × 人 = 万円
老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
特定扶養親族	25万円 × 人 = 万円
障がい者控除	27万円 × 人 = 万円
特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円
寡婦（夫）控除	27万円（上限） × 人 = 万円

控除額合計
② 円



5. 月収額の計算

8～9ページで算出した年間所得金額①をもとに10ページの各種控除額②を差し引き収入月額を計算してください。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{年間所得金額} & & \text{控除額合計} & & & & \text{計算した収入月額} \\ \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{① 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{② 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \end{array}$$

- ①原則階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が158,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯に該当しない方は原則階層世帯です。
- ②裁量階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が214,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯については4ページを参照してください。

VI. 県営住宅の家賃について

1. 県営住宅家賃の仕組み

県営住宅の家賃は、世帯全員の収入と各住宅から受ける便益（立地、広さ、築後年数など）によって決定する仕組みになっています。（具体的な家賃の計算方法は、13ページの「3. 家賃算定の方法」をご覧ください。）

(1) はじめて入居される場合は皆さんから収入を証明する書類（所得（課税）証明書、源泉徴収票等）を提出していただき、「収入月額」を算定し、どの「収入分位」に該当するか決定します。

(2) 翌年度からは、毎年「収入に関する申告書」を提出していただき「収入分位」を決定し、家賃を再計算します。この「収入に関する申告書」は、翌年4月から1年間の家賃を決定するため、前年の世帯全員の収入を申告していただくものです。

このため、毎年の申告の結果、「収入月額」の増減により家賃が増減します。

なお、「収入に関する申告書」を提出しない場合は、法令で認められる最高額の家賃となります。

(3) 収入が著しく少なく、次の要件に該当する世帯等は、家賃の減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

なお、生活保護法による住宅扶助を受給している世帯、または生活困窮者自立支援法による住居確保給付金を受給している世帯は、家賃の減免は受けられません。

	該 当 世 帯
ひとり親世帯	申込者本人が夫または妻と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、または夫または妻の生死が明らかでない（船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死が分からなかった場合など）、あるいは婚姻によらないで母又は父となった方で現に婚姻していない方で、生計を一にする20歳未満の児童を有する世帯
高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の世帯
障がい者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる世帯 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳又は受給者証等の交付を受けている難病患者等

2. 家賃の種類

(1) 「本来入居者の家賃」が適用になる方

収入月額158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学等、裁量階層世帯は214,000円）以下の入居者です。

(2) 「収入超過者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、「収入月額」が158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学等、裁量階層世帯は214,000円）を超える入居者です。

なお、収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務があります。

(3) 「高額所得者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間の「収入月額」が引き続き313,000円を超える入居者です。

なお、高額所得者は、収入基準を大幅に超えており、県では、期限を定めて住宅の明け渡しを請求します。

3. 家賃算定の方法

(1) 本来入居者の家賃（次の式により算出します。）

$$\text{①} \quad \text{家賃算定基礎額} \times \text{②} \quad \text{市町村立地係数} \times \text{③} \quad \text{規模係数} \times \text{④} \quad \text{経過年数係数} \times \text{⑤} \quad \text{利便性係数}$$

①家賃算定基礎額

分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限額	上限額	
収入分位1 (0～10%)	0円	104,000円	34,400円
収入分位2 (10～15%)	104,001円	123,000円	39,700円
収入分位3 (15～20%)	123,001円	139,000円	45,400円
収入分位4 (20～25%)	139,001円	158,000円	51,200円
収入分位5 (25～32.5%)	158,001円	186,000円	58,500円
収入分位6 (32.5～40%)	186,001円	214,000円	67,500円
収入分位7 (40～50%)	214,001円	259,000円	79,000円
収入分位8 (50%～)	259,001円		91,100円

②市町村立地係数

各市町村の地価の状況を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

③規模係数

当該県営住宅の床面積を、65㎡で除して算出します。

④経過年数係数

民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

⑤利便性係数

当該県営住宅の立地条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併にともなう家賃の激変緩和措置）と設備条件（団地居住性能利便性）を考慮して算出します。

(2) 収入超過者の家賃（次の式により算出します。）

$$\text{本来入居者の家賃} + (\text{近傍同種の住宅家賃} - \text{本来入居者の家賃}) \times \text{収入に応じて定められる率}$$

入居者の収入月額	超過者となつてからの年度	収入に応じて定められる率
158,001円～186,000円	1年目	1/5
	2年目	2/5
	3年目	3/5
	4年目	4/5
	5年目以降	1
186,001円～214,000円	1年目	1/4
	2年目	2/4
	3年目	3/4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1/2
	2年目以降	1
259,001円～	初年度以降	1

VII. その他

県営住宅は、住宅に困っている方が、低廉な家賃で入居できるよう、国と群馬県が協力して建設した住宅で、県民の大切な財産ですので大切に使用してください。

皆さんが入居されると、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例等の決まりを守っていただきます。

法令違反や共同生活の秩序を乱すことなどがないよう皆さんがお互いに協力して、毎日明るく楽しい生活ができるようにしましょう。

県営住宅の明渡請求事項について

次の場合は、住宅の明け渡しの対象となりますので注意してください。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 県営住宅又は共同施設を故意にき損（キズ付けたなど）したとき
- (4) 正当な理由が無く引き続き15日以上県営住宅を使用しない（留守にする）とき
- (5) 条例で規定する連帯保証人の変更事実が発生したにもかかわらず連帯保証人の変更を変えず、又は不正行為によって当該変更承認を得たとき
- (6) 知事（公社理事長）の承認を得ず、又は不正行為によって同居の承認を得て当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき
- (7) 知事（公社理事長）の承認を得ず、又は不正行為によって当該県営住宅の入居の地位の承継の承認を得たとき
- (8) 収入の申告をせず、又は偽って同条の申告をしたとき
- (9) 不正行為によって家賃の減免又は徴収猶予を受けたとき
- (10) 条例の規定に基づく県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用の負担をしないとき
- (11) 条例の規定に基づく入居者の費用負担義務を怠ったとき
- (12) 知事（公社理事長）からの修繕に支障がある行為の禁止の指示に従わないとき
- (13) 条例に規定する入居者保管義務に違反したとき
- (14) 当該県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (15) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を住宅以外の用途に使用したとき
- (16) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を模様替えし、増築し、若しくは改築し、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき
- (17) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

3. 駐車場

原則として1戸に1台分を有料でお貸ししています。

駐車できるのは以下の大きさまでの自動車となります。

区画	全長	全幅	全高	料金
標準	5.0 _{メートル} 以内	2.0 _{メートル} 以内	2.3 _{メートル} 以内	3,000円（税別）

- ・団地内の駐車場以外の通路や緑地などの場所には、駐車しないでください。
- ・埋設管や簡易舗装を壊し、救急車、消防車等の活動のさまたげとなるばかりでなく、子どもの飛び出しなど、交通事故の原因となりとても危険です。

4. 住宅の返還（次の手続きが必要です。）

- ・返還予定日の15日前までに、群馬県住宅供給公社等の窓口で返還の手続きを行っていただきます。
- ・返還の際は破損箇所の修繕、汚れ箇所の清掃など、入居者負担で入居時の状態に直していただきます。

5. その他

（1） 次の共同施設の費用は、共益費として入居者の皆さんで管理負担していただきます。

- ア 階段灯や外灯の電球などの交換と電気料金
- イ 共同使用の水道使用料金や給水施設の電気料金
- ウ 汚水処理施設の電気料金や維持管理費
- エ 集会所の電球などの交換と水道光熱費
- オ エレベータの電気料金
- カ その他（必要な費用）

（2） 県営住宅では、犬、猫、鳥などの動物を飼うこと（預かること、餌づけも含む）は、県営住宅の損傷につながり、また、他の入居者に迷惑となるので一切禁止しています。

犬、猫、鳥などのペットを飼うと、建物や部屋に損傷（悪臭なども含む）を与え、退去時に多額の原状回復費用を負担していただくこととなります。動物の鳴き声・抜け毛・フン尿により、環境衛生が悪化します（うるさい、汚い、臭いなど）。他の入居者に迷惑や害を与えるため、絶対に飼わないでください。